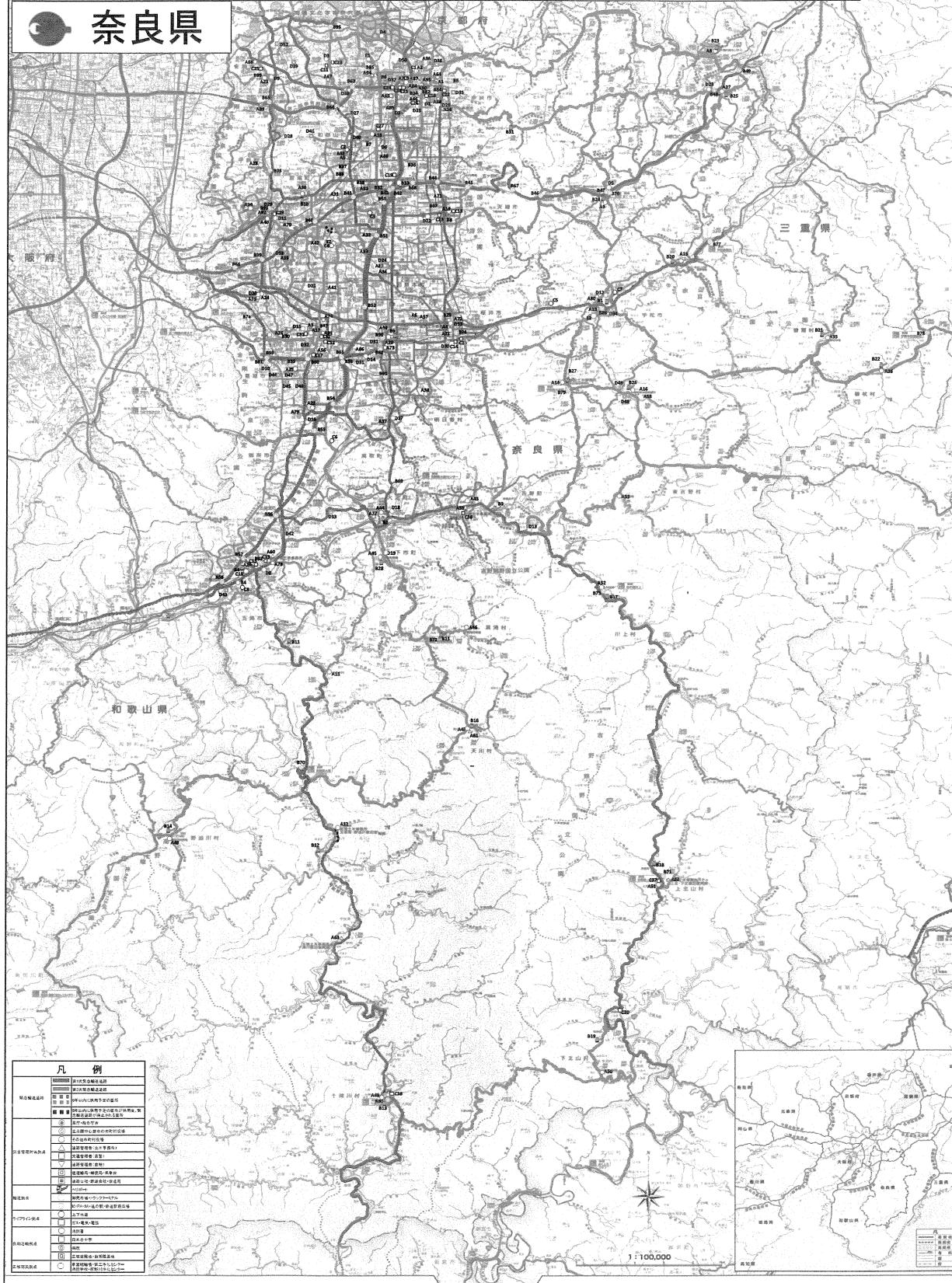


奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(平成30年2月)



第16節 ライフライン施設の災害予防計画

(防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

第1 水道

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

市町村及び県は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市町村及び県は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

1 下水道災害予防計画

下水道施設の設置者は施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。また、市町村に対して、避難所等にマンホールトイレの整備を促していく。

すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

第3 電力（関西電力株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性

を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

4 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備
- ② 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

- ① 無線伝送設備
 - (ア)マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
 - (イ)移動無線設備
 - (ウ)衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - (ア)通信ケーブル
 - (イ)電力線搬送設備
 - (ウ)通信線搬送設備
- ③ 交換設備
- ④ I P ネットワーク設備
- ⑤ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

① 水防関係

- (ア)ダム管理用観測設備
- (イ)ダム操作用の予備発電設備
- (ウ)防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ)排水用のポンプ設備
- (オ)各種舟艇および車両等のエンジン設備
- (カ)警報用設備

② 消防関係

- (ア)消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ)各種消火器具および消火剤
- (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設および施設の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保および整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時の借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

① 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア)無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ)電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ)大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

(オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのことや器具の安全を確認すること。

(キ)その他事故防止のため留意すべき事項。

② P R の方法

電気事故防止 P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設**1 西日本電信電話株式会社**

NTT西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

(ア)震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

(イ)火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。

- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

② 電気通信システムの高信頼化

(ア)重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ)通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ)重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ)重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、

必要な教育を実施する。

- ② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

株式会社NTTドコモはNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。
- ② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。
- ③ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

② 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

④ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

- ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプタ等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

⑤ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

⑥ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

- ① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケー

ブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
- ③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策

(ア) 地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防

災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

(イ) 災害対策本部等の設置

東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。

(ウ) 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、

(5) に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(エ) 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。

(オ) 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。

(カ) 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。

(キ) 地震防災応急対策の実施状況等の報告

KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

(イ) 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。

(ウ) 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。

(10) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条

において「推進地域」という。)における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報(以下「津波情報」という。)等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 地震防災応急対策(重要通信の確保)

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(5)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。

③ 震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

4 ソフトバンク株式会社(携帯電話)

ソフトバンク株式会社(以下、SB)では、「情報=ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

① 停電対策

② 伝送路対策

③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

④ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

① 対応マニュアルの徹底

- ② 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ③ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。

併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

- ① ネットワーク障害対応訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

- ① 基地局の代替サービスエリアの確保
- ② 代替基地局の研究開発

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

1 大阪ガス株式会社

(1) 防災体制

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

- ① 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。
- ② 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。
- ③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計 イ ガス漏れ警報設備 ウ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の点検整備

(4) 教育訓練

① 社員等関係者に対する防災教育

② 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑にするため、年に1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 顧客に対するガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等の周知

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当っての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

(1) 防災体制

大和ガス株式会社は、保安規程に基づいて「地震災害時の対策要領」「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」を作成し、関連会社も含めて、保安体制及び非常時体制の具体的措置内容を定める。

(2) 施設対策

① 導管関係施設

導管は、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管、鋼管への切り替えを早期に実施するとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手及び溶接接合方法を維持する。

② 地下室等におけるガス設備安全点検の強化と安全使用に必要な知識の周知徹底

③ 地震計の設置

地震が発生した場合、ガス供給区域内の被害発生の程度と被災地区の迅速な推定を行い、供給停止の判断及び二次災害防止に資するため、大和ガス本社内に地震計を設置する。

④ 緊急措置のための設備

災害発生時のガスによる二次災害の防止と迅速な復旧活動を行うために、需要家ごとの遮断装置と地域的にガスを遮断する緊急措置ブロック化を推進する。

⑤ 情報通信設備の整備

災害発生時に、需要家等からのガス漏れ通報、防災関連機関との連絡及び大和ガスの各部署との調整を確保するために、情報通信施設を次のように整備する。

(ア)災害時優先電話（災害応急復旧用無線電話）の加入

(イ)移動無線による通信体制の強化

(ウ)防災関連機関との相互支援体制の推進

⑥ 車両、資機材の整備

(3) 広報活動

大規模災害の発生に備えて、次の2点を重点に広報活動体制を確立する。

- ① 需要家に対するガス安全使用のためのPRの強化
- ② 土木建設関係者に、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給に関する知識の普及を図る。

(4) 教育訓練計画

大和ガス従業員及び関連工事会社従業員に対して、ガス漏洩及びガス事故等緊急措置を重点に、教育を施し、保安意識の向上に努めるとともに、「緊急事故処理訓練」、「非常召集訓練」、「地震災害等の対策要領に基づく各種訓練」を行い、これらの諸訓練の集大成として、毎年1回総合訓練を実施する。

3 桜井ガス株式会社

(1) 設備対策

- ① ガス施設（導管）の耐震性の強化
 - (ア)中圧導管は、溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鉄管を使用する。
 - (イ)低圧導管はPE管等耐震性の高いガス導管への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。
- ② 現有車両等の整備向上及び資機材の整備

(2) 緊急対策

- ① 供給停止判断

二次災害防止を目的とした第1次供給停止判断までに至る時間を迅速に判断および実行できるように努める。
- ② 作業員の安全確保

避難場所の確保、災害時対応マニュアル類の見直し、避難訓練を含む保安教育等に努める。
- ③ 通信手段の充実

復旧支援活動や広報活動を効率的に行うためには、外部との間において必要最低限の情報伝達が必要となるため通信手段の多重化に努める。
- ④ 防災データベースの更新

ガス防災支援システム（G-R e a c t）は大規模地震発生時に経済産業省及びガス業界が行う被災情報収集から復旧活動の立ち上げまでの対応の迅速化、的確化を図るシステムで平時からの情報更新に努める。

(3) 復旧対策

- ① 保安関連データのバックアップ

早期に復旧を目指す上で欠かすことができない需用家データや導管データ等についてはバックアップを確保しておくことが必要。
- ② 復旧作業員の安全確保

急速駆け付けた全国各地からの復旧作業に従事する作業員の健康・安全部に配慮し検討する。

4 五条ガス株式会社

(1) 防災体制

保安規定に基づく「地震防災応急対策措置要領」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、当社及び関係工事会社に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策等

① 供給設備の維持管理

② 導管及び付属設備

(ア)導管及び付属設備の設置及び維持管理

(イ)耐震性の強化

導管については被覆鋼管、ポリエチレン管及びダクタイル鉄管への切替を行うとともに、継手については融着、溶接、機械的接合の採用を推進している。

③ 通信関係設備

業務用無線、災害時優先電話、及び携帯電話により対処する。

④ 防災機器を備えた製造・供給システム

(ア)局部的な地震に対してはガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため導管のブロック化を行う。

(イ)ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及促進を図る。

⑤ 緊急資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急もしくは復旧措置ができるよう緊急資材を保有し、その点検を行う。

(3) 教育訓練及び震災知識普及

① 社員に対する防災に関する教育

② 地震及び緊急訓練等

地震発生時、緊急時及び非常招集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の伝達、広報に関して万全を期する。

③ ガス安全使用のための周知

顧客に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知する。

5 株式会社大武

(1) 防災体制の整備

保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

① 中圧導管は溶接鋼管の他、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鉄管を使用する。

② 低圧導管は耐震性に優れたP E管等への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。

③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び、地区ガバナーに感震自動ガス遮断装置を設置する。

(3) その他の対策

① 検知・警報設備の設置

地震発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。

② 連絡・通信設備の整備

地震発時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備及び確保

(4) 教育訓練

当社および関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。

(5) 広報活動

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

第6 鉄道

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 実施計画

① 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて隨時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

② 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達（近運技第81号平成13年6月12日および近運鉄技第66号平成23年8月3日等）に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

2 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため対策を講じる。

(1) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

(2) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

(3) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

(4) 復旧体制の整備

- ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- ② 応急復旧用資機材の配置及び整備
- ③ 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- ④ 消防及び救護体制
- ⑤ 防災知識の普及

第7 ヘリポート

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、震災等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

(1) 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる燃料を備蓄する。

(2) 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間にに対応できる自家発電装置を設置する。

第8 ライフライン共同収容施設等

県及び市町村は、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

(消防救急課、地域振興部、医療政策部)

県、市町村及び関係団体は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的な方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。
また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るために防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPGガス施設

県及び高圧ガス・LPGガス事業者等は、地震等に起因し発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策

の計画及び実施に努める。

1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるL P ガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) L P ガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) L P ガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) L P ガス販売事業者は、その貯蔵施設内のL P ガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるL P ガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県L P ガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

(資料編「ガス災害予防計画資料」参照)

第3 火薬類施設

1 県が実施する施策

県は公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

(1) 煙火製造関係

- ① 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。
- ② 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類販売関係

① 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維持と販売方法の指導監督に努める。

なお、対象となる火薬類製造業者及び販売業者は別添資料のとおりである。

② 前記①に準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

① 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。

② 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても充分な措置をとらせる。また、予期できない自然災害に備えて、火薬類の貯蔵量は、必要最小限とし、火工品については、堅牢な容器に収納するよう事業者に対し、指導する。

③ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 県が実施する対策

(1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。

(2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

(3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

2 施設管理者が実施する対策

(1) 施設の管理・点検等の強化を図る。

(2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。

(3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。

(4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質施設

県は、地震に起因する放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づきX線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるよう努める。

第18節 水害予防計画

(県土マネジメント部)

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

第1 河川・ダム施設

1 河川・ダム施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化的危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

(農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

第1 地盤災害危険箇所の現況

本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。

	H28年度末		
	地すべり (砂防・災害対策 課)	急傾斜 (砂防・災害対策 課)	山地災害危険箇所
奈良市	245	354	170
大和郡山市	17	15	11
天理市	78	113	86
橿原市	15	0	1
桜井市	289	353	122
五條市	260	516	172
御所市	145	73	72
生駒市	120	180	23
香芝市	41	44	23
葛城市	53	35	41
宇陀市	388	816	356
山添村	71	149	73
平群町	44	73	36
三郷町	19	16	11
斑鳩町	9	9	13
曾爾村	70	51	57
御杖村	150	105	81
高取町	83	134	43
明日香村	59	148	20
上牧町	0	11	6
王寺町	11	22	6
河合町	0	9	3
吉野町	244	375	112
大淀町	196	232	68
下市町	159	423	90
黒滝村	54	62	93
天川村	41	92	85
野迫川村	46	38	92
十津川村	67	189	196
下北山村	31	49	72
上北山村	13	39	70
川上村	28	98	94
東吉野村	90	121	140
合計	3,136	4,944	2,538

第2 地盤災害危険区域の指定

1 地すべり防止区域

県は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、今後とも地すべり危険箇所の実態調査に努めるとともに、地すべり危険箇所の調査結果の周知を図り、人家、公共施設等を地すべり災害から守る。

また、地すべり危険箇所のうち、きわめて危険度が高いものであって公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

県及び市町村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

(資料編「災害危険区域の指定計画資料地すべり危険箇所」参照)

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、県は、今後とも急傾斜地崩壊危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定区域には、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

県は、崩壊防止工事については、「急傾斜地崩壊防止法」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、崩壊防止事業を施工する。

(資料編「災害危険区域の指定計画資料急傾斜地崩壊危険箇所」参照)

3 山地災害危険区域

県は、今後とも山地災害危険区域（山地崩壊危険箇所）の実態調査に努め、あわせて森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事を実施する。

(資料編「山地災害危険地区（治山）」参照)

第3 ため池の整備

1 現況

本県には、約5,800余箇所の農業用ため池があり、そのうち受益面積が2ha以上のため池が約1,500余箇所ある。これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。

2 計画方針

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

(1) ため池等防災対策推進事業の実施

① ため池防災対策調査計画事業の実施

堤高10m以上または貯水量10万m³以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。

② ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

(資料編「ため池要監視箇所」参照)

第4 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

2 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

第5 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第6 がけ地近接危険住宅移転

市町村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第20節 地震火災予防計画

(消防救急課)

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、県及び市町村等は次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消防隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 県は市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域未指定の市町村に指定を指導するとともに、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、市街地再開発関連事業の推進等による防災性能の向上に努める。
- (2) 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。
- (3) 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

県及び市町村は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)並びに「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防設備強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防災害施設整備費補助事業及び市町村消防設備整備費補助事業等の助成制度の活用を促す

- とともに、人員の確保についての対策を推進する。
- 2 市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
 - 3 市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
 - 4 市町村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第4 航空消防防災体制の推進

- 1 県は、震災時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ適確に行うため、消防防災ヘリコプターの活用を図る。
- 2 県は、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備充実、ヘリコプター応援協定、県相互の連携等消防防災ヘリコプターの運用に効率的な環境整備に努める。
- 3 県は、震災時において自衛隊、警察等他のヘリコプター保有期間と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図る。

第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。

第1 計画の概要

1 計画年度

平成28～32年度

2 事業の実施

県及び市町村は第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第2 対象事業及び事業費等

県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。

(別表) 計画項目及び事業量・事業費 (地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	31.5 ha	2 箇所	4,104
2号 避難路	6.8 km	4 箇所	1,866
3号 消防用施設	247 箇所		5,611
4号 消防活動用道路	km	箇所	
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	60.7 km	150 箇所	48,676
5-2号 緊急輸送交通管制施設	49 箇所		651
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号 共同溝等	8.0 km	8 箇所	16,348
7号 医療機関	4 施設		39,395
8号 社会福祉施設	施設		
8の2号 公立幼稚園	42 棟	21 学校	3,331
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	16 棟	9 学校	5,136
9-2号 屋内運動場	3 棟	3 学校	979
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号 公的建造物	73 施設		13,093
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	箇所	m	
12-2号 河川管理施設	箇所	m	
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	箇所		
13-2号 保安施設	箇所		
13-3号 地すべり防止施設	箇所		
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所		
13-5号 ため池	14 箇所		1,173
14号 地域防災拠点施設	4 施設		45
15号 防災行政無線	185 箇所		7,597
16号 水・自家発電設備等	8 箇所		432
17号 備蓄倉庫	19 箇所		201
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所	
合計			148,638

第22節 防災体制の整備計画

(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)

県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第1 県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

あわせて、県庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。

1 県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

2 災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

3 広域防災拠点の指定と整備

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資搬送等の救援活動拠点としての環境整備に努めるものとする。

広域防災拠点は被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便の良い場所を指定する。指定にあたっては、復旧のための人員や物資が到達できること、大型ヘリコプター（CH-47等）離着陸場（概ね100m四方）が敷地内または隣地に確保できることを基本とする。

また、広域防災拠点の機能を補完するために民間業者との協定締結や隣地の利活用により充実を図る。

広域防災拠点に求められる機能は、以下のとおりである。

- (1) 緊急物資等の備蓄
- (2) 地域内外からの物資の集積、配送拠点
- (3) 救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点

広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、他の県有、国有または市町村有施

設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について国、市町村の協力を得て、隨時検討を進めていく。

また、広域防災拠点となった施設には、緊急物資等の備蓄を推進し、自衛隊等が駐屯可能なよう、敷地内の整備を進めることとする。

広域防災拠点指定施設

- (1) 県営競輪場
- (2) 第二浄化センター
- (3) 消防学校
- (4) 吉野川浄化センター

更に、被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の広域防災拠点の整備を図る。

第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。

4 震災対応マニュアルの作成等

県の各部局（課・室）は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対しては、その内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

第2 市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、災害時に業務が継続できるよう、市町村において業務継続計画の策定に努めるとともに、県はその取組を支援する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(5) 重要な行政データのバックアップ

(6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第2章第15節緊急輸送道路の整備計画」参照）等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。

第3 地震観測体制及び地震調査研究の推進

1 地震観測

(1) 県が行う観測（震度情報ネットワークシステム）

県は、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるように県内覚知に設置した計測震度計により観測された震度データを収集し、総務省消防庁、奈良地方気象台へ送信する。

(2) 気象庁が行う観測

気象庁は、地震発生時の震源要素の決定、地震及び津波に関する情報発表のため、地震計、計測震度計等を設置して観測しており、報道機関にも情報を提供する。

(3) 独立行政法人防災科学技術研究所が行う観測

独立行政法人防災科学技術研究所は、全国に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動をとらえ記録できる観測網（K-NET）を構築している。

2 地震調査研究の推進

県は、地震被害想定調査等の精度を向上させるために地盤データの収集や地下構造調査等が不可欠である。その為、ボーリングデータの収集・データベース化、県震度情報ネットワークシステムで記録した地震波形データの有効活用等、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している国や大学等の研究機関と連携し、総合的に推進することとする。

第4 防災関係情報の共有化

県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第23節 航空防災体制の整備計画

(消防救急課)

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市町村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- (1) 機種 ベル式412EP型
- (2) 座席数 15席
- (3) 全備重量 5,398kg
- (4) 巡航速度 200km/h
- (5) 主要装備 テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケット（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

2 運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

3 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるような密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

- (1) 本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できない時
- (2) 災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要な時

4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

第2 奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

1 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

2 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に応える自家発電装置を設置する。

第3 緊急ヘリポートの整備

- 1 市町村はあらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。
- 2 ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- 3 県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。
- 4 県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

節24節 通信体制の整備計画

(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 県の情報通信施設等

1 県防災行政通信ネットワーク設備

(1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線として、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

(2) 災害予防計画

① 県は各端末局の設備及び各機器について保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

② 県は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部室を直接結ぶ地上系無線通信網で、平成7年12月から運用している。

3 消防庁消防防災無線

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。

4 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における奈良県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町

村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

第2 市町村防災行政無線設備

1 現況

市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成28年3月現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内37市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALE RT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。

2 災害予防計画

(1) 市町村は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

(2) 市町村は自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

(3) 市町村は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

3 整備計画

(1) 未整備の市町村にあっては、同報系、移動系各デジタル無線網等の導入整備に努める。

(2) 整備済みの市町村にあっては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。

(3) 市町村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

(4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第3 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第4 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震等強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的に実施する。

第5 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第6 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県、市町村及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7 通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第8 緊急速報メール

市町村は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、地震の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第9 Lアラート（旧称：公共情報コモンズ）

県が県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等に連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

市町村は災害対策本部設置状況、避難勧告等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

第10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、県及び市町村は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1 衛星携帯電話

市町村は避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するよう

に努める。

2 市町村防災行政無線

市町村は避難所等と双方向の通話が可能な市町村防災行政無線の整備に努める。

第25節 孤立集落対策

(防災統括室)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

県及び市町村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

2 市町村

民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターへリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市町村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPGガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

また、市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターへリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

- 1 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 3 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。

第2 被災者受入体制の整備

- 1 大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を市町村と連携して進める。
- 2 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第3 広域防災体制の確立

被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進める。
また、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設し、空路での大量の人員移動及び物資の輸送により、近隣県を迅速に支援できる県の大規模広域防災拠点の整備を図る。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）

県内において地震が発生し、県または被災市町村では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 1 市町村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。
- 4 県は他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援助入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を作成しておくものとする。受援マニュアルでは、県が被災した市町村を即座に応援する枠組みを前提とする。
- 5 県は市町村へ県受援マニュアルと整合のとれた市町村受援マニュアルの作成を支援する。
- 6 災害時に県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。

第2 応援受入体制の整備

- 1 市町村及び県は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
- 2 県は国、他の都道府県からの人的支援助入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。

「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」には、以下の内容を盛り込むものとする。

- (1) 県応援受入班の部局横断的な編成
- (2) 県職員派遣リエゾン等により市町村ニーズを把握し、関西広域連合、全国知事会、県内市町村等との連携によるマッチングを強化
- (3) 被災市町村へより早期派遣するための県職員派遣リエゾンの強化
- (4) 関西広域連合、全国知事会等からの受援緊急連絡員（リエゾン）等の執務室の確保、機器の整備
- (5) 市町村の受援計画（マニュアル）の作成支援

- 3 国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班の増強や、航空運用調整班の設置を行う。
- 4 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

救援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第28節 保健医療計画

(医療政策部)

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる保健医療活動体制の整備を図る。

第1 保健医療活動体制の整備

1 市町村

- (1) 市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 市町村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等（DMA T指定病院、市町村立病院等）及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動についての協定を締結する。
- (3) 医療救護活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。
- (4) 保健医療活動体制の整備のため、災害医療コーディネーターの設置等を含めた体制整備を行う。
- (5) 災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。
- (6) 県内医療機関との連絡体制の構築については、第2で示すところによる。
- (7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策部内の訓練を行う。

3 県保健所

- (1) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村等との連絡体制（地域災害医療対策会議）の整備を図る。
- (2) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。
- (3) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。

4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では21チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、全てのDMAT指定病院におけるDMATの複数整備を促進する。
- (3) 県は、DMAT及び関係機関が連携した研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。
- (4) 災害拠点病院・DMAT指定病院は院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる支援計画の整備を図る。

5 災害拠点病院の整備

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの複数保有、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。

(H 29.7.1 現在)

区分	病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	4
		市立奈良病院	2
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	2
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	1

6 災害対応マニュアルの整備

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

第2 災害時における連絡体制の構築

1 広域災害救急医療情報システムの整備

県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供する奈良県広域災害救急医療情報システムを運用し、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）とも連係している。

(1) 県は、災害時の円滑なシステム運用を図るため定期的に訓練を実施する。

(2) 関係機関は、災害時の受入情報の入力等、システムを運用するための体制整備に努める。

2 防災行政通信ネットワーク・衛星携帯電話等の通信手段の整備

県は、保健所、県立医科大学附属病院等に設置される防災行政通信ネットワークや、保健所、災害拠点病院等が保有する衛星携帯電話、関係機関の緊急連絡網（奈良県DMAT運用マニュアル等）等、医療情報の収集、伝達手段の確保を図る。

3 緊急走行車両の整備

県は、災害時の電気通信回線途絶時における情報収集伝達手段を確保するため、保健所等関係施設に自転車、バイク、その他緊急走行車両を緊急時に配備できるよう努める。

第3 広域医療体制の確立

1 広域搬送体制の構築

(1) 被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターへリの活用を図る。また、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）及び和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターへリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。

(2) 災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。

(3) 県は、広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備する。

2 広域医療体制の構築

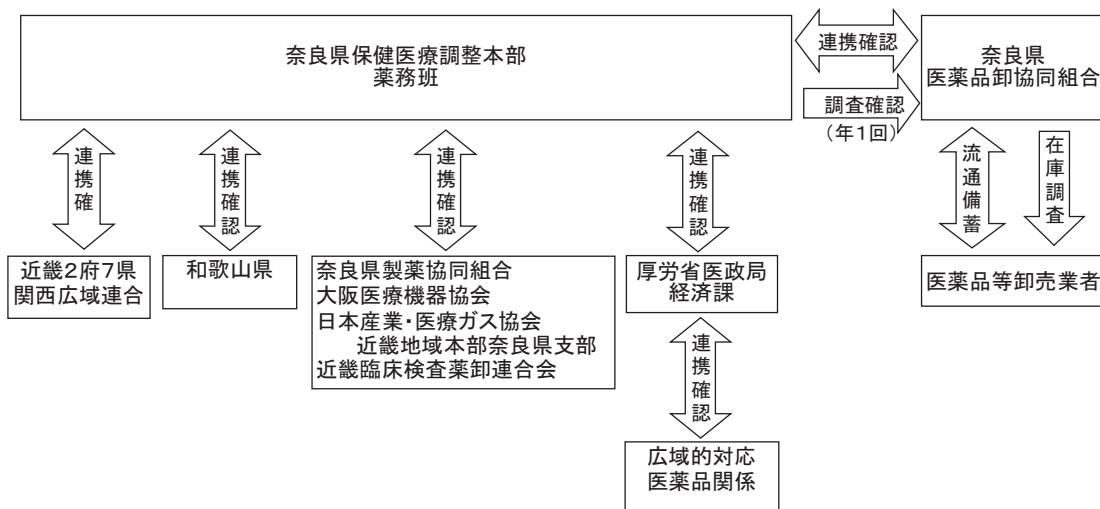
県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」等を締結している近畿府県との定期的な情報交換に努める。

第4 医薬品等の確保（協定、優先供給）

1 災害に備えた事前対策

災害時1～3日間において、保健医療活動チームが行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保に努める。

また、関係団体の協力を得て災害用医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬及び血液製剤等を迅速に供給するために体制整備を図る。



2 災害時における医薬品等の確保・供給

(1) 医薬品の確保

発災後3日間に必要な医薬品を確保するため、奈良県医薬品卸協同組合との間で覚書を締結し、流通在庫による優先供給を図る。災害時に必要な医薬品の供給ルート等の確認年1回行う。また、奈良県製薬協同組合との「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（以下、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等」という。）に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医薬品の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(2) 医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保

発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガスは、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医療機器等の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(3) 血液製剤の確保

奈良県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の確保に努める。

第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るために関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

（1）初動及び支援体制の早期確立

県は災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。

（2）情報の集約と提供の確保

県は、市町村関係機関・関係団体間における情報伝達体系を整備した上で情報を集約し速やかに提供できるルートを確保するとともに、関係者間に周知徹底する。

（3）災害時要援護者への対応

県は、災害時要援護者が災害の犠牲者とならないようにするために、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

（4）人材育成等

県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。

第6 在宅難病患者等対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者等に対する震災時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

1 在宅難病患者等の療養状況の把握と情報の共有

- （1）要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- （2）災害時の連絡方法の確保
- （3）災害時個別支援計画の作成
- （4）患者・家族の同意に基づいた市町村や関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- （1）難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- （2）災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- （3）保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第7 精神障害者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

県は、迅速かつ適切なこころのケアに関する行動指針として、「D P A T活動マニュアル」に基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、精神医療従事者や保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第8 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

第29節 防疫予防計画

(医療政策部)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

1 市町村（防疫班）

市町村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所（疫学調査班）

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

3 県（防疫班）

県（医療政策部）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第28節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。

第4 職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第30節 火葬場等の確保計画

(くらし創造部)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

県及び市町村は、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国靈柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

2 近隣府県等との連携

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第31節 廃棄物処理計画

(景観・環境局)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 市町村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

2 県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

1 市町村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）

- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 市町村

- (1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に發揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

- (2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

- (3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第32節 食料、生活必需品の確保計画

(防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的

方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目について、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

県民による食料等の備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

市町村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第33節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能

維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消防活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火扉、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納

2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等